

特 別 寄 稿

「学士課程教育の再構築に向けて」(中教審・審議経過報告)を読む

寺 崎 昌 男

はじめに

中教審の小委員会が長文の審議経過報告を発表した。この報告は、最終答申には至っていないとはいえ、看過できない意味を持つ文書である。

本稿では、この文書をどのように読むべきかについて、提案をこめたコメントを記したい。大学史・大学問題を専攻としてきた筆者の観点から、この文書の語ることは何かを記すことを通じて大学政策の方向を吟味し、今後の大学のあり方・捉え方を論じてみたい。

(1) 二つの文書

紹介・検討したい文書とは、

A. 中央教育審議会大学分科会 制度・教育部会「学士課程教育の在り方」に関する小委員会による『学士課程教育の再構築に向けて(審議経過報告)』(平成19年9月18日)

B. 文部科学省高等教育局編、資料集『学士課程教育に関する参考資料集』(平成19年10月)

の二つの文書である。AがA4判で79頁、Bが203頁にのぼっている。

A・Bはそれぞれ独立した刊行物であるが、Bの序文には高等教育企画課長名でAと併せ活用してほしい旨が記されている。実質的にはセットをなすものと見てよい。

二つの文書をそれぞれ仮綴した冊子は公に印刷されており、入手することができる。いや、入手して読み解くことが、大学の経営陣、教職員にとって必要不可欠である。

(2) それぞれの特徴

すでに各種の新聞や専門誌では報道や専門家のコメントが発表されているが、筆者は、これらを大学人自身の目で、直接に読み解くことが大切だと考えている。理由は、次の三つである(以下、「審議経過報告」を「報告書」、「参考資料集」を「資料集」と略記する)。

1)「報告書」には、高等教育・大学教育改革に参画・参与してきた専門学会や大学団体の情報・知

見が詳細綿密に盛り込まれており、これ自体として実はFD・SDの参考文献となる内容を備えている。すなわち、時宜に適った、きわめて有効なテキスト性を備えている。

2)「資料集」に収められているデータの中には周知のものも入っているが、大学教育・高等教育をめぐる各省庁の審議会や産業団体が出した意見・要望の類、改革論点についての国際調査の成果などが網羅的に含まれており、大学改革の課題状況を知るのに便利である。

3)上記二つの利便に加えて、特に「報告書」には、マクロな政策選択の方向性が幾つか明確に示されている。ただしそれは、必ずしも本報告だけが独立して示しているのではなく、2005年以來の中教審が公表してきた「高等教育の将来像(デザイン)」答申(2005年1月)や「新時代の大学院教育」答申(2005年9月)との関わりで述べられている。いわば構造的に提案されている。

政府の政策動向の影響を免れない大学当事者としては、吟味と分析とを行っておく必要がある。

(3)「報告書」目次

内容の吟味に入る前に、「報告書」の主な目次構成をあげておこう。

目次

はじめに ー今なぜ「学士課程教育」かー

第1章 経緯と現状に関する基本認識

(1)「大綱化」以降の改革の沿革

(2)グローバル化、ユニバーサル段階等の現状認識

第2章 政策の基本報告 ～競争と協同、多様性と標準性の調和を～

(1)大学の取組 ～社会からの信頼に応え、国際通用性を備えた学士課程教育の構築を～

(2)国による支援・取組 ～大学の自主性・自律性を尊重した多角的支援の飛躍的充実を～

第3章 改革の具体的な方策

第1節 学位の授与、学修の評価

第2節 教育内容・方法等

(1)教育課程の編成・実施

(2) 教育方法

(3) 成績評価

第3節 高等学校との接続

(1) 入学者選抜

(2) 初年次における教育上の配慮、高大連携

第4節 教職員の職能開発

第5節 質保証システム

おわりに ～改革の加速に向けた社会全体の支援を～

用語解説

参考資料 「ラーニング・アウトカムに関する各国における取組例」

骨子

設置要綱

審議経過

名簿

(4) その特徴

80頁足らずの分量の割には、実に多岐にわたる内容が盛り込まれている。

第1・2章は(1)(2)(3)・・・という仕立てになっているのに、第3章は「節」仕立てになっている等、経過報告らしい粗削りな部分は残っているものの、現状認識や改革提言の具体性は、上記の目次の文言にもよく表れている。

(5) 本文体裁

本文の書き方について一言しよう。第1・2章は項目を追っての書き下し文であるが、改革問題を扱った第3章の各節は、まず文章で概説したのち、□□内に具体的改革方針を個条的に列挙するという形で記述されている。概説分と□□内の個条的書き方との関係については、判然としないうところもあり、本稿が刊行されるころに出されるであろう答申本文の中で明らかになると思われる。

但し読者としては、□□内に細かく掲げられている改革点も、注意して見ておく必要がある（例えば筆者が年来必要性を説いてきた、「自校教育」などもあげられている）。

I 注目すべき改革論点

(1) 提言の具体性と専門性

「報告書」を読んでまず注目されるのは何か、と問われるならば、筆者は、改革提言の具体性と専門性にある、と答えたい。「具体性」とは、改革提言がこれまでのどの答申にもみられないほど詳細かつ細密なことであり、「専門性」とは、それらの改革提言の基盤に、これまで大学関係の学協会や専門

団体が行ってきた実践成果や学術的研究が大幅に盛り込まれていることである。

(2) 特に「専門性」について

以上のうち、「専門性」については、特に注目されて然るべきだと思う。

本報告と逆の例をあげよう。中央教育審議会の他の部会が行なった答申のうち、教育基本法「改正」に関する審議作業がある。その審議状況についてはもちろん経過が逐一報告されたものの、肝心の教育(史)関係専門家の意見や専門団体の要望書はほとんど顧みられなかった。日本最大の教育研究団体である日本教育学会の会長(当時)として、筆者はこの事態を大いに問題視し、他の15の教育学関係学会に呼びかけてシンポジウムを組織する等努力したが、その成果も遂に顧みられることはなかった。

これに比べ、この小委員会の「報告書」は、改革提言をまとめるに当たって、専門学会の意見が実質的に流入しうる途を開いている。大きな特色と言わなければならない。具体的な例を1、2あげよう。

(3) 学協会・団体との「協力」

先ず、大学教育改革の基盤づくりに向けて、学協会や大学団体に対してその識見に協力を求め、また、国からも援助を行う必要性を、自ら強調している。

例えば第2章末尾には次のような文章が記されている。

「今後各分野の教育を振興する基盤づくりに向け、学協会や大学団体に対し、国として積極的な支援を行うことが必要である。(中略)学協会への働きかけに際しては、国からの諮問等に応じて答申等の権能を持つ日本学術会議との連携について積極的に検討することが適当である」

これまでの大学教育関係諸答申の中に、このような文言はなかった。その他の個所にも同様の論及があり、学位名称のつけ方、その水準の定め方等から始まり、大学教育改革の各分野に対して学協会の「協力」を求め、また「競争」と並ぶ「大学間の協力連携」の維持のためにも大学団体の「貢献」を求めている。大学改革に対する専門的識見と知見の重要性を求めている点は、画期的である。

(4) 大学教育学会の貢献

報告書のいう「学協会」のうち、大学教育学会(現在筆者が会長を勤めている)の貢献がすでに明瞭にあらわれているのが、「学士課程教育」というタームである¹⁾。

(5) 大学教育学会の貢献（FD・SD、初年次教育）

次いで学協会の貢献があらわれているのは、FD・SDおよび初年次教育についての記述である。余りに煩雑にわたるので一々引用紹介することを避け、概説だけしておく。

FD・SDについては、第3章第4節の6頁が割かれている。来春からの学士課程担当教員へのFD義務化を前にしての配慮であろうが、「教員の専門性と評価」「海外動向」「大学間協働の必要性」「職員の能力開発」といったタームのもとに行き届いた論述がなされ、しかも「用語解説」の中には「ファカルティ・ディベロップメント（FD）」の項目があげられ、次のように記されている。

「教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる。なお、大学基準等においては、こうした意味でのFDの実施を各大学に求めているが、FDの定義・内容は論者によって様々であり、単に授業内容・方法の改善のための研修に限らず、広く教育の改善、更には研究活動、社会貢献、管理運営に関わる教員団の職能開発の活動全般を指すものとしてFDの語を用いる場合もある。」

FDの形態や理解を広く自由なものとして捉えるべきだと考えている筆者としては、中段の「なお、…」以下の文章を冒頭に置き、付加的に「ただし日本の制度では…」として最初の定義を示し、日本的理解の狭小さを示しておくべきだと思う。しかしともあれ、これだけの包括的な論述がなされていること自体は、画期的であると思われる。

大学教育学会は80年代からFDの重要性を認めて研究を重ね、さらにこの3年有余、「FDのダイナミクス」という課題研究を設定して研究を積み重ねてきた。その成果の一部が、以上のような記述を支えていると思われる。

(6) 初年次教育

初年次教育については、「高等学校との接続」（第3章第3節）の(2)で周到に論じられている。筆者としても大学人の一読を促したいが、この部分も大学教育学会がこの数年来課題研究として取り上げてきた成果を抜きには考えられない。

「初年次教育」が高大连携教育の一部をなすものかそれとも教養教育の一部をなすものかは、なお各大学でカリキュラム編成上の実践的課題として残っている。にもかかわらず、「全入時代」を目前にし

た同「報告書」の素材として当然の重みをもつ課題であることは間違いない。これを正面から取り上げた審議成果が、答申にまで持ち越されることを希望する。

(7) 大学教育学会員の参与

以上のことは、小委員会委員その他、臨時委員、専門委員、ヒヤリング対象者など、本報告書の作成に直接間接に参与したメンバーの名簿を見ても、納得することができる。一々個人名をあげることは控えるが、その中には、大学教育学会の活動的なメンバーとなっている専門家が10名前後加わっておられる。この事情は、大学教育学会からの知見の流入を強く支えたものと見られるのである。

II 留意に値する政策提言

(1) 政策文書としての読み方

視点を換えて、「報告書」が示している政策的提言について見ておこう。

言うまでもないが、行政官庁審議会が諮問に応じ、審議しているのは政策の基本方針や行政の進め方に関する事項であり、単なる大学論や大学教育論ではない。従って、一般に答申ないし報告書（本「報告書」「資料集」を含む）も、少なくとも第一義的には大学論や大学教育論ではなく、高等教育政策論、大学政策論である。言い換えれば、諸審議会の答申や報告書の成果・提言を行政官庁が採用するかしないか、また政策として実現するかしないかにかかわらず、答申や報告書の類は、基本的に政策文書として読まなければならない。

(2) 学士課程等の縮小論への批判

学士課程教育の「再構築」を目ざすこと自体は重要であるとしても、学士課程の数や設置・学生の規模はどれ程であつたらよいか。この点について、「報告書」は極めて明確な判断を示している。すなわち教育のイノベーションを提言するからといって、学士課程規模の縮小を提言しない、と宣言している。

大学への「ユニバーサル・アクセス」を保障するというのが、報告書の一基盤である。

「本審議会は、大学進学率が過剰であるという立場を採らない。若年人口の過半数が高等教育を受ける現状を是とし、大学で学ぼうという意欲や能力がある若者をできるだけ積極的に受け入れていくこと、少なくとも、成績中位以上の高校生が経済的理由により進学を断念せざるを得ない状況は無くして行くことが必要であると考え。ただし、このことは、本人の能力・適性・興味・関心

によらず、大学進学が事実上強制されるような状態を目指すものではない」(第1章)。

末尾の「ただし」以下の断りは、意味不明である。保護者用に向けられたものか、青年たちの社会心理に対してのアドバイスか、それとも若年労働力を受け入れる企業等に向けられたものか、定かでない。

この点を別にすれば、上記のパラグラフは、「大学・学部数の大きさと設置自由化こそが問題の根源である。大学数の縮小が必要だ」というマスコミの一部の論調²⁾への反論であるだけでなく、「学士課程総体の教育力を保障する」という全体論調から当然に発すべき立論である。

戦後日本の大学改革を肯定的に評価してきた筆者も「若年人口の過半数が高等教育を受ける現状」を、当然のこととして評価する。そしてそれを量的政策の基盤とすることに賛同する。そして提言が暗示する奨学資金の拡大整備や国立大学法人が比較低額の学費を保証していることを肯定する。

ところで、大学のユニバーサル・アクセスについて、報告書は「いつでも自らの選択により適切に学べる機会が整備された状態」と定義している。さらにこれが実現するためには社会人や留学生の受け入れも不可欠に重視されなければならないとする。いずれも妥当な提言といえよう。

(3) どのレベルの大学への提言か

以上のように「若年人口」の高等教育を受ける希望を受容する姿勢を明示したため、今後の答申に一つの重い課題も残されたと言えよう。すなわち、第2章・第3章で例示されている詳細な教育政策の提言は、予想される多種多様な大学のどの部分を対象に有効性を発揮し得るか、という課題である。端的に言えば、もろもろの改善方策は、果たして一部の選抜性の高い「難関大学」と言われる大学向けに提案されているのか、それとも進学率50%に近い状況下の、学力底辺層を受け入れる大学を対象に提案されているのか。

この点は、すでに委員会の周辺でも話題になったと聞く。しかし、前述の基本姿勢との関係で言えば、対象はすべてのレベルの大学であると解するのが妥当であり、諸改革方策は、すべてのレベルの大学で必要とされている。学習の意欲や熱意に関して深い問題を抱えていることにおいて「高偏差値大学」と「低偏差値大学」との間に大きな差はない、というのが、現場教師の実感ではないだろうか。

(4) 「学士力」について

多くの新聞、テレビ等が伝えたように、本「報告

書」は端的に「学士力(仮称)」という言葉を使って、中心主題を語っている。記述をここに詳記する余裕がないので、本文を直接に参照されたい。「分野横断的に我が国の学士課程教育が共通に目指す『学習成果』について審議し」た結果を「学士力(仮称)」として掲げた、というのである(第3章「改革の具体方策」)。

(5) 学位制度と「学士力」

この「学士力」という提言を支えるのが「学位」制度である。

筆者は昨年の本誌寄稿論文(「日本の大学の再編と構造変化・序説」)の中で、1991年に行われたいわゆる「大綱化」措置を顧みるとともに、実はそれと同時になされた学位制度の改革(学士・修士・博士への単純化、そして「学士」の学位化)が、後の大学改革にとって極めて大きな役割を果たしてきたのではないかと指摘した。

論壇やマスコミでは、すべてに「力」をつけるという風潮が広まっているが、本報告書のような公的文書にも「学士+力」が仮用(?)されているわけで、それが学士(学位)教育における学習効果(learning outcome)を象徴するキーワードとして機能していることに、改めて注目せざるを得ない。この語は、今後さまざまな政策文書に登場することであろう。

(6) グローバル・スタンダード、質保証、国の支援

「報告書」および「資料」が全体として顧慮した主張していることは何か、と問われれば、筆者は上の見出しにかかげた3点をあげる。

(7) 「世界レベルの学士教育」

木村孟氏(大学評価・学位授与機構長)は、日本経済新聞に寄せた論文³⁾の中で、この報告が「世界レベルの学士教育」の実現をめざすものであることを指摘し、特に学習成果の評価に関しては、米、豪、欧州地域における目標スキルの解明動向、ディプロマ・サブリメント解明の作業などをあげつつ、「学士力」提示もそれらの解明作業の中に位置づけられるであろう、と示唆している。

(8) 改革コストの負担責任

同じく木村氏はこの報告書の主要トーンの一つが国による改革コストの負担責任の強調にある、としている。この点、筆者も全く同じ読み方をするし、また主要トーンそのものに賛成である。

筆者は、かつての大学審議会時代以来、大学関係

審議会が日本の大学教育、高等教育に対する公財政支出の少なさと、その半面としての私費負担の異様な高さをなぜ強く指摘しないのかと批判してきた。今回の「報告書」と「資料」は、初めてこの点について正面から触れ、正当に要求している。

(9) 専門職員の要望

「報告書」が大学改革の重要な力として大学の中に必要な専門職員のあり方について触れている点も、見逃すことはできない。しかしこれもまた整備しようとするれば相当の財政資源を要する事柄である。「報告書」がFDとあわせてSDについても正面から触れていることと併せ、大学人としては強く支持したい提言である。

むすび

「報告書」と「資料」をめぐる覚え書きを記してみた。筆者がこの二つを重視する理由は、すでに述べたので繰り返さない。

五つのことを付け加えるに止めよう。

(1) 今後の大学評価への手がかりとなる

ここに示されている多くの改革論点や実践へのヒント等々は、来年度以降の認証評価やピア・レビュー等々のアイテムとして、次々に登場してくるであろう。たとえば、「学習成果の設定作業を行っているか」はもちろんのこと、「その成果を学内や学生たちに公示しているか」に至るまで問われることになろうし、FD・SD、初年次教育等についても、実施の有無や検討の存否が問われよう。この意味からも、両者は重要なテキストである。

(2) 大学の自主性・自律性の重視と「報告書」

「報告書」が繰り返し言及しているのは、教育改革のための諸指針・方策等を提示することと、大学の自主性・自律性との関係である。結論的には、「大学教育およびその改革への諸方策を提案するものの、小委員会は、改革の担い手はあくまで個別の大学自身だとみなす」という方針を貫いているように思われる。

ちなみに、報告書の中で言及されているのは、新・教育基本法の次の条項である。

「大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない」（第7条2項）

答申に向けて、「特性」への配慮が一貫して維持されることを希望したい。改革の具体的方策をあげてその適用分野を定めたり、コア・カリキュラムを

例示したりといったことは、今後の答申においても慎まれるよう希望する。他方、教育改革に関して国の援助を強調し、団体・学協会等との連携を説く等は極めて妥当な提言であり、中教審がこれらの主張をさらにフレーム・アップされるよう希望する。

(3) 「21世紀型市民」とその教養について

自主性の尊重、学会等との協力等との関わりで言えば、教養の規定と市民像の提示という点で「報告書」の論述にはなお疑問がある。「21世紀型市民」が存在するならば、20世紀型市民も存在したはずであるが、報告ではその違いが見えない。歴史理論として言えば、両者とも厳密に規定されてしかるべきであろう。又、それぞれの型の市民の育成がいかにあるべきかについても、同様のことが言える。

これら解明のためにこそ、学会がある。いや、むしろこの種の議論は、学会に全て任されるべきものではあるまいか。

(4) 政治経済的文脈の中での「報告書」と「資料集」

これまで見てきたように、両者は「大学から」あるいは「教育から」発想して大学教育のイノベーションを論じている。しかし、特に「資料集」に掲載されている経済財政諮問会議、科学技術総合会議あるいはその他の経済団体等の大学改革意見は、両者の発想ないし提言とは大きな距離がある。

例えば「報告書」は大学改革原理における「市場化の手法」の限界を（正当にも）指摘し、また運営・経営に関しても「競争」原理だけではなく「協力」「連合」原理を併用すべきことを説いている。これに対し、経済的利害を代表するグループや会議は、大学の縮小・統合、あるいは科学研究費補助金の獲得額に応じた国立大学法人運営費交付金の傾斜配分を説いたり、道州制を見越しての統廃合を匂わせるなど、「報告書」とはいちじるしく異なる改革原理を説いている。

中教審が答申を出す文部科学省の高等教育部局は、恐らく、これらの諸会議・団体とその背後にある諸官庁とのせめぎ合いの場に立たされることになるのであろう。

そのような状況のもとでは、大学人および専門学会の側に立つ筆者は、「報告書」および「資料集」を基本的に支持したいと考える。

(5) 見逃されている「正課外活動」

最後に1点だけ注文を付けよう。

「学士課程教育」の重要な部分を担うのは、いわゆる「正課教育」だけではなく、クラブ活動、サー

クル活動、大学行事参加等々のいわゆる「正課外活動」である。ところが大学設置基準・短期大学設置基準には、これらに対する配慮は皆無である。これは、課外活動を支える条件整備に関する国家支援を著しく困難にしているのではあるまいか。そして「報告書」にもまた配慮が見られない。大学教育現場からの重要な問題点として指摘しておきたい。

注

- 1) 大学教育学会編『教養教育の未来をめざして 大学教育学会25年史』(2005年、東信堂)
- 2) 横山晋一郎「卒業厳格化へ『学士力』検討ー過剰

な大学淘汰が先」(『日本経済新聞』2007年9月19日夕刊)

- 3) 木村孟「大学教育改革をめぐる中教審報告」『日本経済新聞』2007年11月19日

(参考)

この報告書についてのコメントを特集したもの一つに、『Between』誌 2007特別号(2007年10月20日刊)があり、中教審専門委員川嶋太津夫氏、文部科学省高等教育局高等教育政策室長鈴木敏之氏および大学教育学会会長・寺崎のコメントが掲載されている。加えて、周到な解説が編集部によって行われている。

(立教学院本部調査役

中部大学大学教育研究センター客員教授)